

年度始めだけでなく、年度の途中でも申請できます

※ただし年度途中の認定は、認定された日からの支給額となります

令和6年4月22日
北杜市教育委員会

保護者の皆様へ

北杜市就学援助費制度について

1 概要

市内に住所を有する児童生徒の保護者で、経済的理由により就学困難な保護者に対して、学用品費・修学旅行費等の就学に係る経費の一部を援助します。

2 対象者

市内に住所を有し、次の要件のいずれかに該当する保護者です。

- (1) 要保護世帯 生活保護を受給している世帯で修学旅行に行く児童生徒がいる世帯
(2) 準要保護世帯 生活保護世帯に準じる程度に経済的に困窮している世帯で、いずれかに該当する世帯

- ①前年度または当該年度に、生活保護が停止または廃止されている。
②当該年度、市町村民税が世帯主・配偶者ともに、非課税となっている。
③当該年度、市町村民税が世帯主・配偶者ともに、減免となっている。
④当該年度、個人事業税・固定資産税が減免されている。
⑤当該年度、国民年金の掛金が世帯主・配偶者ともに、全額免除されている。
⑥当該年度、国民健康保険税が世帯主・配偶者ともに減免または徴収を猶予されている。
⑦当該年度、児童扶養手当の支給を受けている。※「児童手当」ではありません
⑧当該年度、生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている。
⑨その他（上記に準じる程度に困窮している世帯）

3 援助の内容

学用品費、新入学生学用品費（既に支給を受けている方を除く）、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、オンライン学習通信費（家庭にオンライン学習環境が整っている世帯のみ対象）等（ただし、要保護・準要保護の区分や児童・生徒の学年により援助の内容が異なります。）

4 援助の申請

就学援助を希望される方は、下記申込書を学校へ提出してください。

提出のあった家庭には、具体的内容を記入する申請書をお配りします。

※ お子様が小学校と中学校にそれぞれ在籍している場合は、小学校と中学校の両方に申込書を提出してください。

※ 申請は毎年度必要です。一度認定を受けると卒業まで援助を受けられるわけではありませんのでご注意ください。

※ 今年度小学校及び中学校に入学した児童生徒で新入学生学用品費の3月支給を受けた場合でも、今年度の就学援助を希望する場合は再度申請する必要があります。

※ 年度途中での申請も可能ですので、家庭状況等に変更が生じた場合はご相談ください。

希望される方は、こちらに記入して学校へ提出してください。申請書一式を郵送いたします。

5 お問い合わせ先

お子様が通学している学校または北杜市教育委員会教育課 小学校教育担当 (Tel 4 2 - 1 3 7 1)

〈きりとりせん〉

就学援助費申込書

就学援助を希望します。

学 校 名	北杜市立長坂小学校		
児童生徒氏名		学年・組	年 組
児童生徒氏名		学年・組	年 組
児童生徒氏名		学年・組	年 組
保護者氏名		(電 話)	
(住 所)	〒		

※ 申込書の提出期限は、5月14日です。

この申込書に、要件を証明する添付書類は不要です。